

西之表市監査委員公表 第 33 号

令和 5 年 10 月 2 日付西監住監第 5 号で受付した住民監査請求については、要件審査の結果、地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であるため棄却としたので公表する。

令和 5 年 11 月 24 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 田添 辰郎

西 監 第 64 号
令和 5 年 11 月 24 日

(省略)

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 田添 辰郎

住民監査請求について（通知）

令和 5 年 10 月 2 日付西監住監第 5 号で受付した住民監査請求について、要件審査の結果、監査委員合議により、本件請求は下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であるため棄却としたので通知する。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の長等について、「違法若しくは不当な」「財産の管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行」がある「（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき」は、「これらを証する書面を添え、監査委員に対し」、「必要な措置を講ずべきことを請求することができる」（本件請求関連部分抜粋）と規定されている。

監査請求にあたり請求人は、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を特定するとともに、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められる書面（以下「事実証明書」という。）を添付する必要がある。

本件請求の要旨は、「令和 4 年第 3 回市議会定例会における追加 3 議案の議決を経て、西之表市長が同年 11 月 30 日及び 12 月 2 日に行った財産の処分もしくは契約の締結、具体的には市有地であった馬毛島小中学校跡地及び自衛隊宿舍用地の売買契約並びに馬毛島内の市道廃止処分について、違法もしくは不当な市有財産の管理、処分にあたるので、これらによる市の損害を賠償する措置を請求する。」とある。

まず、本件請求にある令和 4 年第 3 回市議会定例会に追加上程した議案及び議決後の契約及び市道の廃止の事務処理等について、請求人の陳述、関係人の事情聴取、関係書類等の調査を実施した。

馬毛島小中学校跡地及び自衛隊宿舍用地の売買契約について、国からの当該財産に係

る払下げ申請を受け、市公共施設等管理運用検討委員会、土地処分委員会を経て、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき契約相手を防衛省とし、市の普通財産の売却における積算根拠の課税の根拠ともなる固定資産評価額を上回った防衛省の当該財産の取得額を適正な対価とし、議会議決後に締結した売買契約等の事務処理については、関連法令に照らし財務会計上具体的な違法性、不当性があると認められなかった。

また、馬毛島内の市道廃止処分については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会に上程した議案であり、議案上程までの手順、過程、工程等の事務処理及び議決後の市道路線の廃止等の事務処理については、関連法令に照らし財務会計上具体的な違法性、不当性があると認められなかった。

また、事実証明書においても違法性、不当性を示す根拠は見当たらない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であると判断し、本件請求を棄却する。

以上